



冬こそ体を動かそう! スポーツ体験



スポーツクラブあさびー体験会

と き	2月11日(祝)午前9時~正午		と ころ	西中学校
内 容	体 育 館	ショートテニス、ジュニアショートテニス、バドミントン、ジュニアバレーボール、ビーチボール		
	柔剣道場	筋トレ&ダイエットフィットネス	運 動 場	ジュニアサッカー、ジュニア陸上
定 員	先着80人		費 用	無料
持 ち 物	運動しやすい服装、体育館シューズ、タオル、飲み物、マスク			
申し込み方法	2月1日(火)~10日(木)に①住所②氏名・ふりがな③年齢④代表者の電話番号を電話か直接			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ●活動中の事故は応急処置のみ行いますが、その後の責任は負いません ●雨天決行(グラウンド状況により、内容が変更する場合あり) ●中止の場合は、スポーツクラブあさびーブログ(右記二次元コードからアクセス)でお知らせ 			

シニア向けニュースポーツ体験会

と き	2月26日(土)午前10時~11時15分	と ころ	東部市民センター
内 容	スポーツ推進委員と一緒にニュースポーツ(ソフトペタンクなど)を楽しむ		
対 象 者	市内在住の65歳以上のかた		
定 員	先着30人	費 用	無料
持 ち 物	運動しやすい服装、体育館シューズ、飲み物、マスク		
申し込み方法	2月1日(火)~22日(火)に①住所②氏名・ふりがな③電話番号をファクス、メール、電話、直接または右記二次元コードから		



申し込み・問い合わせ先

市役所文化スポーツ課スポーツ係 ☎76-8183(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時15分)
FAX.53-0401、✉taiku@city.owariasahi.lg.jp

ご存じですか 障害者差別解消法

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、この法律では、障がいを理由とする差別をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がい者差別に関する相談窓口

- 市役所福祉課障がい福祉係
 - 市障がい者基幹相談支援センター
- ☎76-8140、FAX.53-2280

法律のポイント

この法律では、行政機関(国、地方公共団体など)と民間事業者(会社、お店など)に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みとして、障がいを理由とする差別の禁止を求めています。

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2種類あり、行政機関と民間事業者では下記のとおり求められています。なお、事業者ではない一般私人や個人の思想・言論はこの法律の対象外となっています。

種別	不当な差別的取扱い	合理的配慮
行政機関(国、地方公共団体など)	禁止	障がいのある人から求めがあれば、合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者(個人事業者、社会福祉法人、NPOなどの非営利事業者を含む)		障がいのある人から求めがあれば、合理的配慮を行うよう努めなければなりません ※合理的配慮の提供が、努力義務から義務化されます。 改正法は公布日(令和3年6月4日)から起算して3年以内に施行されます。

相談・問い合わせ先

市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142、FAX.52-3749 ✉fukusi@city.owariasahi.lg.jp